

事業主の皆様へ

資格を喪失された方の保険証 (加入者ご本人、加入者ご家族)は速やかに 回収のうえ返却をお願い致します!



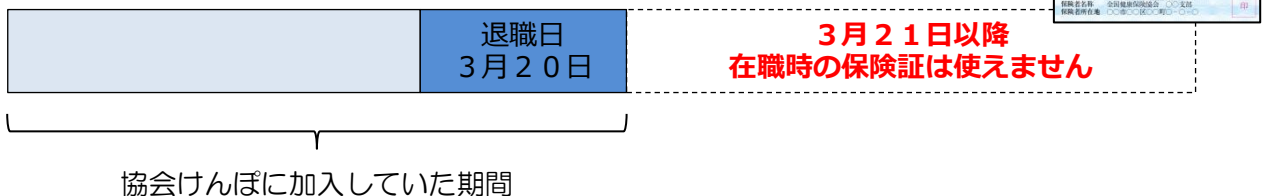
- ・保険証を使用できるのは「退職日まで」になります。
- ・加入者ご本人が退職された後や、ご家族が就職等で被扶養者でなくなった後に、誤って保険証を使用するケースが発生しています。
- ・なお、誤って保険証を使用された場合、後日、協会けんぽから医療費の返金をしていただく場合があります。

被保険者 (加入者ご本人) が退職等により資格を喪失するとき

- ◎ 保険証を使用できるのは「退職日まで」です。
また、パートやアルバイトの方で、勤務時間や日数が減少し健康保険の資格を喪失する場合も、「資格喪失日」以後は保険証を使用できません。
- ◎ **保険証は退職時に必ずお勤め先の事業主様へご返却ください。**

〈例：ご本人が3月20日で退職した場合〉

→ 資格喪失日は3月21日(退職日の翌日)



被扶養者 (加入者ご家族) が就職等により被扶養者の資格を喪失するとき

- ◎ 保険証を使用できるのは「被扶養者でなくなった日の前日まで」です。
被扶養者の方が「就職し、ご自身で健康保険の資格を取得した場合」や「一定の収入を超えた場合」は被扶養者でなくなります。「被扶養者でなくなった日(就職日など)」以降は、保険証を使用できません。
- ◎ **保険証は必ず被保険者様のお勤め先の事業主様へご返却ください。**

〈例：ご家族が4月1日で就職し、新しい健康保険に加入した場合〉

→ 資格喪失日は4月1日(就職日)

